ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月４日から平成26年３月31日までとする。
⑪　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する別表ルに定める乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。
ロ　割引率
30パーセントとする。
ハ　中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。
⑫　回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する全自動車。
ロ　割引率
20パーセント以下とする。
⑬　割引相互間の適用関係
イ　③から⑩に定める割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
ロ　①から⑪に定める割引相互間の重複適用関係は別添８のとおりとする。
⑭　企画割引
本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。
⑮　ＥＴＣ特別割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成30年３月31日まで
⑯　割引相互の適用関係
イ　一の通行がＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引または障害者割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
ロ　割引相互間の重複適用関係は別添９のとおりとする。なお、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、休日バス割引の割引内容については、中日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。
⑷　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引
本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。
イ　割引をする自動車
本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
ロ　割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を限定する。
ニ　適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
ホ　事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。
⑸　料金の徴収期間
①　一般国道１号（箱根新道）の料金の徴収期間
平成18年４月１日から平成24年１月30日まで
②　一般国道16号（八王子バイパス）の料金の徴収期間
平成18年４月１日から平成27年10月30日まで
③　一般国道139号（西富士道路）の料金の徴収期間
平成18年４月１日から平成24年３月31日まで
④　一般国道158号（安房峠道路）の料金の徴収期間
平成18年４月１日から平成49年12月５日まで

別添１－１

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第３条の軽自動車
	ロ　小型特殊自動車	法第３条の小型特殊自動車
	ハ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）